第69期

定時株主総会
招集ご通知

文化シヤッター

日時　平成27年6月26日（金曜日）
午前10時

場所　東京都文京区西片一丁目17番3号
文化シヤッター株式会社
本社　2階ホール

決議事項

第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役11名選任の件

証券コード：5930



株主の皆様には、ますますのご清栄のこととお喜び申しあげます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社グループ第69期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の事業の概況のご報告に当たり、ご挨拶申しあげます。

当社グループは、平成27年4月18日で創立60周年を迎えました。これも偏に株主の皆様をはじめ、お客様、お取引先、地域社会の皆様ならびに当社グループの先人・先輩など、当社を内外より支えてくださった方々のご愛顧、ご支援の賜物と深く感謝申しあげます。

平成27年度は、平成18年度よりスタートさせました長期経営計画の最終年度に当たり、長期ビジョンである「快適環境のソリューショングループ」へと進化するための総仕上げの年であると同時に、第三次中期経営計画の最終年度でもあり、「企業革新の実現」の基本テーマのもと、これまでに培った「総合力」「挑戦力」「改革力」を発揮し、当社グループの各事業分野において、革新的な取り組みを実行してまいります。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

平成27年6月

代表取締役社長

茂木哲哉

目　次

第69期定時株主総会招集ご通知 1

株主総会参考書類 2

事業報告 9

連結計算書類 44

計算書類 47

監査報告 50

■ご参考

株主メモおよびトピックス 56

証券コード　5930
平成27年６月11日

株　主　各　位

東京都文京区西片一丁目17番３号
文化シヤッター株式会社
代表取締役会長　岩　部　金　吾

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
　さて、当社第69期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都文京区西片一丁目17番３号
　　文化シヤッター株式会社　本社　２階ホール
　　（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）
３．目的事項
　報告事項　１．第69期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第69期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　　剰余金処分の件
　　第２号議案　　定款一部変更の件
　　第３号議案　　取締役11名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
　なお、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款第21条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.bunka-s.co.jp/in/stock/meeting.html）に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしております。
　また、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.bunka-s.co.jp/）に掲載させて頂きます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、強固な経営基盤のもとに事業の発展を図り、利益の確保により株主の皆様への安定配当を継続する基本方針ならびに当事業年度の業績を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　4,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　4,000,000,000円

２．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき８円を基本として、創立60周年の記念配当として１株につき１円を加え、当社普通株式１株につき９円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は645,464,628円となります。

（平成26年12月10日に中間配当金として１株につき８円を支払済みでありますので、当事業年度の配当金は１株につき17円となります。）

(3) 剰余金の配当の効力発生日

平成27年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

変更の理由は次のとおりであります。

(1) 今後の事業領域の拡大に備えるため、当社現行定款第２条において、事業目的の追加およびそれに伴う号数の繰り下げ等の変更を行うものであります。

(2) 新たに社外取締役の選任等を行い、取締役会の監督機能の強化および業務執行の推進力強化を図るため、当社現行定款第22条において、取締役の員数の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１条　　（条文省略）	第１条　　（現行どおり）
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．～20.　（条文省略）	１．～20.　（現行どおり）
（新設）	21. インターネット等のネットワークを利用した通信販売業務
（新設）	22. 高齢者福祉施設等の運営および開発・管理業務
（新設）	23. 特定福祉用具および福祉用具ならびに介護用品等の製造、販売
21. その他一切の適法な事業	24. その他一切の適法な事業
第３条～第21条　　（条文省略）	第３条～第21条　　（現行どおり）
（員数）	（員数）
第22条　当会社の取締役は８名以内とする。	第22条　当会社の取締役は11名以内とする。
第23条～第45条　　（条文省略）	第23条～第45条　　（現行どおり）

第３号議案　取締役11名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会の監督機能の強化および業務執行の推進力強化を図るため、第２号議案の承認可決を条件として、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案が承認可決された場合の株主総会後の当社の取締役は11名であり、そのうち社外取締役は２名であります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	岩部金吾（いわべきんご） （昭和７年２月26日生）	昭和34年11月　当社入社 昭和39年５月　当社取締役 昭和44年１月　当社常務取締役 昭和47年３月　当社専務取締役 昭和59年７月　当社取締役辞任 昭和63年５月　当社顧問 昭和63年６月　当社専務取締役 平成元年６月　当社代表取締役社長 平成７年５月　当社取締役相談役 平成９年６月　当社代表取締役会長 （現在に至る） 〈他の法人等の代表状況〉 一般社団法人日本シヤッター・ドア協会会長	511,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
2	茂木哲哉（もぎてつや） （昭和17年12月22日生）	昭和42年３月　当社入社 昭和50年10月　当社姫路工場長 昭和54年10月　当社東京工場長 昭和58年10月　北海道文化シヤッター株式会社代表取締役社長 平成３年６月　当社取締役北海道事業部長 平成５年４月　当社取締役住建本部長 平成７年４月　当社常務取締役製造本部長 平成11年４月　当社専務取締役営業担当 平成17年４月　当社代表取締役社長 平成19年４月　当社代表取締役社長執行役員 平成21年４月　当社代表取締役社長執行役員社長 （現在に至る）	152,000株
3	潮崎敏彦（しおざきとしひこ） （昭和22年12月13日生）	昭和45年３月　当社入社 昭和59年４月　当社福岡工場長 昭和62年４月　当社福岡支店長 平成２年４月　当社千葉支店長 平成５年４月　当社システム部長 平成10年10月　当社人事部長 平成18年４月　当社執行役員人事部長 平成19年４月　当社執行役員業務担当 平成19年６月　当社取締役上席執行役員業務担当 平成21年４月　当社取締役上席執行役員企画管理本部長 平成23年４月　当社取締役常務執行役員業務担当 平成24年６月　当社取締役専務執行役員業務担当 （現在に至る）	68,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
4	藤山 暁（ふじやま さとる） （昭和30年８月18日生）	昭和53年４月　当社入社 平成14年４月　当社群馬支店長 平成15年４月　当社埼玉支店長 平成19年４月　当社東京支店長 平成21年４月　当社関西支社長 平成21年６月　当社取締役上席執行役員関西支社長 平成23年４月　当社取締役常務執行役員営業担当 （現在に至る）	15,000株
5	矢吹 義夫（やぶき よしお） （昭和26年11月22日生）	昭和49年４月　当社入社 平成８年４月　当社住建特需部技術室長 平成12年４月　当社新事業開発部試験センター所長 平成14年４月　当社商品開発部開発技術室長 平成18年４月　当社商品開発部長 平成20年４月　当社執行役員品質保証部長 平成23年４月　当社執行役員製造担当 平成23年６月　当社取締役上席執行役員製造担当 平成25年４月　当社取締役常務執行役員製造担当 平成27年４月　当社取締役常務執行役員製造、設計、工務担当 （現在に至る）	36,000株
6	久代 篤（くしろ あつし） （昭和27年５月24日生）	昭和53年３月　北海道文化シヤッター株式会社入社 平成11年４月　当社札幌支店営業部長 平成12年６月　当社北海道支社施工管理室長 平成19年10月　当社北海道支社リフォーム部長 平成21年４月　当社札幌支店長 平成22年４月　当社東北・北海道支社長 平成23年４月　当社執行役員東日本事業本部長 平成23年６月　当社取締役上席執行役員東日本事業本部長 平成27年４月　当社取締役常務執行役員東日本事業本部長 （現在に至る）	17,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
7	嶋村悦典（しまむらよしのり） （昭和30年３月１日生）	昭和53年４月　当社入社 平成15年４月　当社住建支社技術室長 平成20年４月　当社商品開発部長 平成22年４月　当社執行役員商品開発部長 平成23年４月　当社執行役員商品開発担当兼商品開発部長 平成23年６月　当社取締役上席執行役員商品開発担当兼商品開発部長 平成25年４月　当社取締役上席執行役員新事業、新商品担当兼商品開発部長 平成26年４月　当社取締役上席執行役員新事業、新商品担当 （現在に至る）	26,000株
8	小倉博之（おぐらひろゆき） （昭和30年３月24日生）	昭和55年７月　当社入社 平成14年４月　当社南九州支店長 平成17年３月　当社九州特販支店長 平成20年４月　当社中四国支社長 平成22年４月　当社執行役員九州支社長 平成23年４月　当社執行役員西日本事業本部長 平成23年６月　当社取締役上席執行役員西日本事業本部長 （現在に至る）	15,000株
※9	大島亨（おおしまとおる） （昭和32年12月22日生）	昭和55年４月　北海道文化シヤッター株式会社入社 平成16年４月　当社北海道支社市場開拓部長 平成17年４月　当社北海道特販支店長 平成19年４月　当社埼玉支店長 平成23年４月　当社首都圏支店長 平成25年４月　当社執行役員首都圏支店長 平成27年４月　当社執行役員住宅建材事業本部長 （現在に至る）	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
※10	清成忠男（きよなりただお） （昭和８年２月19日生）	昭和48年４月　法政大学経営学部教授 昭和61年４月　法政大学経営学部長 平成８年４月　法政大学総長 平成17年４月　法政大学学事顧問 平成26年４月　事業構想大学院大学学長 （現在に至る）	0株
※11	飯名隆夫（いいなたかお） （昭和22年10月27日生）	昭和45年４月　東急建設株式会社入社 平成14年６月　同社取締役 平成16年６月　同社取締役兼常務執行役員 平成17年６月　同社代表取締役兼専務執行役員 平成22年４月　同社代表取締役兼副社長執行役員 平成24年６月　同社顧問 平成25年６月　同社顧問退任 （現在に至る）	0株

（注）１．※印は、新任取締役候補者であります。
２．取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．取締役候補者清成忠男、飯名隆夫の両氏は、社外取締役候補者であります。
４．社外取締役候補者とした理由
清成忠男氏につきましては、教育者として、かつ経営学に精通する専門家としての幅広い見識を当社の経営に反映して頂くため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
飯名隆夫氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映して頂くため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
５．当社は、当社現行定款第30条の定めに基づき、清成忠男、飯名隆夫の両氏との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任に関し、社外取締役がその原因となった職務遂行について、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当事業年度のわが国経済は、政府による経済政策や日銀による金融緩和策を背景に、円安や株価の上昇、企業収益や雇用情勢に改善傾向が見られるなど、総じて回復基調で推移いたしました。

その一方で、円安による原材料価格の上昇や消費税増税後の個人消費の停滞感、欧州経済の先行きに対する不安や新興国経済の成長鈍化など、不安要素を払拭できない状況で推移いたしました。

このような状況において、当社グループの業績につきましては、お客様各位から格別のご愛顧を賜りました結果、売上高は1,286億５千万円（前年度比1.6%増）となりました。

利益面におきましては、「企業革新の実現」の基本方針のもと、当社グループ一丸となって販売数量の増加および利益率の向上に向けた取組みを推し進めるとともに、当社グループの全部門において企業コストの削減を図るＢＸＴＣＲ活動を継続推進いたしましたが、消費税増税後の影響は大きく、営業利益は92億５千３百万円（前年度比3.0%減）、経常利益は100億４千５百万円（前年度比4.7%減）、当期純利益につきましても64億９千２百万円（前年度比18.4%減）となりました。

事業部門別の状況につきましては、以下のとおりであります。

【シャッター関連製品事業】

シャッター関連製品事業につきましては、大型物流倉庫向け重量シャッター等が好調に推移いたしましたが、住宅・店舗向け軽量シャッター等が低調に推移いたしましたので、売上高は480億６千万円（前年度比0.3%増）となり、営業利益につきましては、67億５千１百万円（前年度比5.3%減）となりました。

【建材関連製品事業】

建材関連製品事業につきましては、大規模施設およびオフィスビル向けのスチールドアやパーティション、病院・福祉施設向けバリアフリー引戸等が好調に推移いたしましたので、売上高は530億１千３百万円（前年度比7.8%増）となり、営業利益につきましても、31億１千８百万円（前年度比38.6%増）となりました。

【サービス事業】
サービス事業につきましては、修理・メンテナンス対応が堅調に推移いたしましたので、文化シヤッターサービス株式会社の業績を含めまして、売上高は155億２百万円（前年度比3.5%増）となり、営業利益につきましても、17億１千７百万円（前年度比1.2%増）となりました。
【リフォーム事業】
リフォーム事業につきましては、定額パッケージ商品のバリエーションの拡充やリピート率の向上に向けた取組みを推し進めましたが、消費税増税後の個人消費の停滞感は依然として強く、ゆとりフォーム株式会社の業績を含めまして、売上高は84億１千７百万円（前年度比23.8%減）となり、営業利益につきましても、５千４百万円（前年度比92.7%減）となりました。
【その他事業】
その他事業につきましては、産業用および一般住宅用の太陽光発電システム事業、ゲリラ豪雨等による浸水防止用設備の止水事業を含めまして、売上高は36億５千６百万円（前年度比5.7%増）となり、営業利益につきましても、２億６千１百万円（前年度比45.3%増）となりました。

なお、当社は平成27年３月23日開催の取締役会におきまして、主に住宅向けの基礎鉄筋ユニットおよび溶接金網、ラス等の製造、販売を行っている有限会社西山鉄網製作所の株式を取得、子会社化することを決議し、同日に株式譲渡契約を締結いたしました。
株式の取得日は平成27年４月１日であり、今後は、同社を当社グループに迎え入れることで、建材分野における事業領域の拡大および商品の拡充ならびに顧客基盤の強化等、高いシナジー効果の創出を目指してまいります。

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資額は33億６千１百万円で、その主なものは、当社および子会社の工場等における生産設備の更新、維持費用であります。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的な資金調達および財務基盤の安定化をはかるため、平成26年10月から平成29年10月までの３年間を期間として、取引金融機関４行と融資限度枠70億円のコミットメントライン契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は平成27年３月23日開催の取締役会におきまして、有限会社西山鉄網製作所の株式取得について決議し、平成27年４月１日付で取得いたしました。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

期別 / 項目	第 66 期 平成23年度	第 67 期 平成24年度	第 68 期 平成25年度	第 69 期 平成26年度 (当事業年度)
売上高	百万円 102,361	百万円 112,921	百万円 126,614	百万円 128,650
経常利益	百万円 3,358	百万円 6,779	百万円 10,543	百万円 10,045
当期純利益	百万円 2,868	百万円 6,734	百万円 7,957	百万円 6,492
1株当たり当期純利益	円 43.65	円 102.48	円 113.25	円 90.55
総資産	百万円 84,744	百万円 95,684	百万円 109,780	百万円 118,056
純資産	百万円 31,801	百万円 39,278	百万円 50,506	百万円 57,328
1株当たり純資産額	円 483.91	円 597.76	円 704.38	円 799.62

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

期別 / 項目	第 66 期 平成23年度	第 67 期 平成24年度	第 68 期 平成25年度	第 69 期 平成26年度 (当事業年度)
売上高	百万円 82,500	百万円 89,734	百万円 100,688	百万円 105,925
経常利益	百万円 1,839	百万円 4,116	百万円 7,314	百万円 8,486
当期純利益	百万円 1,884	百万円 4,869	百万円 5,949	百万円 5,537
1株当たり当期純利益	円 28.66	円 74.08	円 84.65	円 77.21
総資産	百万円 72,133	百万円 79,760	百万円 90,566	百万円 97,143
純資産	百万円 27,743	百万円 33,095	百万円 41,657	百万円 46,641
1株当たり純資産額	円 421.97	円 503.44	円 580.77	円 650.34

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
新生精機株式会社	200百万円	100.0%	電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売
文化シヤッターサービス株式会社	110百万円	100.0%	各種シャッター等の修理点検
ゆとりフォーム株式会社	90百万円	100.0%	リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業
ＢＸテンパル株式会社	30百万円	100.0%	商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成27年４月18日で創立60周年を迎えました。これも偏に株主の皆様をはじめ、お客様、お取引先、地域社会の皆様ならびに当社グループの先人・先輩など、当社を内外より支えてくださった方々のご愛顧、ご支援の賜物と深く感謝申しあげます。

当社グループは、昭和30年の創業以来、シャッターやドア等の住宅・ビル用建材分野において開発から製造、販売、施工そしてアフターメンテナンスに至る一貫した事業を展開し、人、社会、環境にやさしい「多彩なものづくり」と「サービス」を通じて、「安心」「安全」「快適環境」を提供してまいりました。

平成27年度は、平成18年度よりスタートさせました長期経営計画の最終年度に当たり、長期ビジョンである「快適環境のソリューショングループ」へと進化するための総仕上げの年であると同時に、第三次中期経営計画の最終年度でもあり、「企業革新の実現」の基本テーマのもと、これまでに培った「総合力」「挑戦力」「改革力」を発揮し、当社グループの各事業分野において、革新的な取組みを実行してまいります。

① 「ライフ・イン」の発想による提案型商品・サービスの提供

お客様の視点と生活感覚に適した商品やサービスを提供する「ライフ・イン」のコンセプトのもと、お客様の要望にきめ細かく対応できる提案型商品の拡充を図ってまいります。

事業展開といたしましては、近年の地球規模での環境変化に対応するため“エコ”と“防災”をキーワードとして、これまでの「ものづくり」の発想をさらに進化させ、商品を使用するお客様に新たな感動や気づき、そして生活様式を提供できる高い付加価値を、創造かつ追求する「ことづくり」の発想のもと、シャッターやドア等の改良・改善を行う一方で、既存領域にとらわれない新商品・サービスの企画開発も推し進め、様々な社会的課題の解決に取り組んでまいります。

エコ分野では、太陽光発電システム事業において、大規模な事業用から一般住宅用までを手掛け、その販売エリアを全国規模へと順次拡大しております。今後は、自社で建設、稼働させている太陽光発電所でのノウハウや検証データを基にしたお客様へのより的確なご提案およびアフターメンテナンス事業への注力を含めて、総合的なエネルギー事業の拡充を図ってまいります。

また、100%リサイクル素材を原料としたエコマーク認定の環境エクステリア建材「テクモク」や自己発電装置内蔵でバッテリー交換が不要な省電力・省コストの防火・防煙シャッター用無線式危害防止装置「マジックセーフ」、高速開閉と気密性で省エネ効果を高める高速シートシャッター「エア・キーパー大間迅」、日差しを遮ることでエアコンの稼働率を下げる効果のある「オーニング」等の環境配慮型商品のバリエーションを拡充させ、環境負荷低減に向けた取組みをさらに加速させてまいります。

一方で、防災分野では、近年増加傾向にあるゲリラ豪雨による建物への浸水防止用設備として、シャッター用の簡易型止水シート「止めピタ」や、特定防火設備としても対応可能な止水ドア「アクアード」、短時間にかつ一人で設置することのできるアルミ製止水板「ＢＸ止水板“ラクセッ

ト”」等、設置場所や用途に合わせた提案を推し進めております。
　また、耐震性能を備えたバリアフリー玄関引戸「ヴァリフェイスＡｉ（エーアイ）」や火災発生時に煙の拡散を防ぐ不燃シートの防煙垂れ壁「ケムストップ」等も発売しており、これら防災対策商品のラインアップを拡充することで、企業の事業継続計画（ＢＣＰ）支援のためのソリューションを提供してまいります。

②　ストック市場への対応強化

　今後、ますます拡大が見込まれるストック市場に対しては、「ライフ・イン」の活動を継続的に推し進めることで、お客様に末永く安心して商品をお使い頂く「ライフロング・パートナーシップ」のコンセプトのもと、保守点検を行うメンテナンス事業やビルの改修を行うリニューアル事業を展開し、ストック市場の開拓を進めております。シャッターやドアなどの商品を適正に機能させ、かつ安全にお使い頂くためには定期的な保守点検による維持管理が不可欠であり、文化シヤッターサービス株式会社では全国に設置しているサービス拠点において、24時間365日のアフターメンテナンス体制を整備しており、緊急修理対応を含めサービス事業を積極的に推し進めております。
　また、住宅に特化したゆとりフォーム株式会社では、お客様のご連絡から60分以内のスピード対応を基本として事業展開しており、追加の工事代金が不要なパッケージ型定額リフォーム商品「超（スーパー）安心価格」のラインアップを拡充するとともに、アフターフォローの強化によって、リピートオーダーを頂くための取組みを行っております。

③　グループシナジーの最大化

　資本・業務提携を締結している不二サッシ株式会社との間で、アルミやスチールなど互いの持つ素材バリエーションや固有の技術を活用し、製品の共同開発を行うことをはじめとして、相互販売や共同購買、共同物流等の協業に取り組んでおり、両社の共同開発商品として自動ドア用「止めピタ・フロントタイプ」や止水機能付きアルミフロント「Ｆフロント」を発売するなど、今後も両社の協業内容を拡充させることで、売上げ、利益の拡大を図ってまいります。
　また、新たに株式取得によって有限会社西山鉄網製作所が当社グループに加わり、これまで以上に各グループ会社間の情報共有や連携強化を推し進め、グループシナジーの最大化を図ってまいります。

④　海外展開の拡充

　海外展開といたしましては、BX BUNKA VIETNAM Co.,Ltd.（ベトナム社会主義共和国）において、大手小売業や製造業の進出で、ショッピングセンターや工場等の建設が相次いでいる市場環境の中で、生産基盤の拡充による製品の供給体制の整備を推し進めると同時に、ハノイ市とホーチミン市の２拠点体制による販売、施工、メンテナンス体制を整備し、競争力の強化を図ってまいります。
　一方で、BX BUNKA TAIWAN Co.,Ltd.（中華民国）においては、合弁相手の格来得股份有限公司（グライダー社）の販売網を駆使し、ＢＸブランドの浸透を図るとともに、当社グループ製品の拡販を推し進めてまいります。

今後は、この海外子会社を起点として、不二サッシ株式会社が展開するマレーシア、フィリピンを含めて“アジアを内需と捉えて”積極的に事業展開を推し進めてまいります。

⑤　人材育成の強化

当社グループでは、以上の施策を推し進めると同時に、これらの施策を確実に実行していくために必要不可欠な人材力の強化にも取り組んでおります。

お客様のニーズを充分に汲み取り、お客様に喜んで頂くことでお客様から信頼して頂ける人材の育成に注力するとともに、海外子会社との短期海外派遣制度やグループ会社間の人材交流制度に加え、新たに起業家精神を醸成するための「ＢＸベンチャー制度」の創設など、社員が自発的に成長できる職場環境の整備を推し進めております。

また、従来は当社研修所内（茨城県結城市）にのみ設置していた施工員のための研修・教育施設を姫路工場内に増設し、東西２拠点において効率的かつ計画的に技術や知識を習得できる体制を整備することで、さらなる施工品質の向上を図ってまいります。

⑥　経営基盤の強化

当社グループでは「ＣＳＲ憲章」のもと、法令遵守を徹底させるため役員、社員全員が受講必須の研修を定期的に実施すると同時に、地域貢献・環境配慮等のＣＳＲ活動も積極的に継続推進し、さらなる経営基盤の強化を図ってまいります。

このように、当社グループは「快適環境のソリューショングループ」として、お客様からの信頼、環境への配慮、地域への貢献など社会との共生をめざし、事業に取り組んでまいる所存です。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、各種シャッター、住宅用建材およびビル用建材の製造販売とその保守点検・修理ならびに注文家具の製造販売、保険代理業、住宅リフォーム事業を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（平成27年３月31日現在）

① 当社の営業所

名称	所在地	名称	所在地
北海道支店	北海道	シャッター特需部	東京都
東北支店	宮城県	ソーラー事業部	東京都
関越支店	群馬県	止水事業部	東京都
住建コールセンター室	埼玉県	中部支店	愛知県
東関東支店	千葉県	中部営業部	愛知県
首都圏支店	東京都	関西支店	大阪府
首都圏ビル建材支店	東京都	特需営業部	大阪府
東日本施工統括部	東京都	西部営業部	大阪府
東部営業部	東京都	中四国支店	広島県
マンションドア部	東京都	九州支店	福岡県
福祉住環境部	東京都		

② 当社の工場

名称	所在地	名称	所在地
千歳工場	北海道	姫路工場	兵庫県
秋田工場	秋田県	御着工場	兵庫県
小山工場	栃木県	福岡工場	福岡県
掛川工場	静岡県		

③　子会社の主要な事業所

名　　称	所　在　地	主な事業内容
文化シヤッターサービス株式会社	埼　玉　県	各種シャッター等の修理点検
新生精機株式会社	兵　庫　県	電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売
ＢＸテンパル株式会社	東　京　都	商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売
ＢＸ文化工芸株式会社	埼　玉　県	備え付け家具、インテリア、関連什器の製造、販売
ＢＸあいわ株式会社	東　京　都	保険代行、リース紹介および斡旋、旅行業
ＢＸ沖縄文化シヤッター株式会社	沖　縄　県	各種シャッターおよび関連製品の製造、販売
ＢＸケンセイ株式会社	大　分　県	スチール建具、スチールドアの製造、販売
ＢＸ文化パネル株式会社	大　阪　府	可動間仕切、トイレブースおよび金属製ドアの製造、販売
ＢＸティアール株式会社	埼　玉　県	戸建住宅、マンション等の玄関用金属製ドア、パーティション等の製造、販売
ゆとりフォーム株式会社	東　京　都	リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業
ＢＸ紅雲株式会社	愛　知　県	ステンレス建材、ステンレス製特定防火設備等の製造、販売
ＢＸ鐵矢株式会社	千　葉　県	鉄骨、鉄扉、金属製窓枠、建築用諸金物の製造、販売、現場施工
ＢＸ東北鐵矢株式会社	山　形　県	鉄骨、鉄扉、金属製窓枠、建築用諸金物の製造、販売、現場施工
ＢＸ朝日建材株式会社	徳　島　県	スチール建材およびスチールドアの製造、販売
BX BUNKA VIETNAM Co.,Ltd.	ベトナム社会主義共和国	各種シャッター、ドアの製造、販売
BX BUNKA TAIWAN Co.,Ltd.	中　華　民　国	各種シャッター製品の販売、メンテナンス

（注）１．当社は、平成27年３月23日開催の取締役会におきまして、有限会社西山鉄網製作所の株式取得について決議し、４月１日付で株式を取得いたしました。
２．下記の子会社につきましては、平成26年４月１日付で商号変更を行っております。
株式会社テンパル（新社名　ＢＸテンパル株式会社）
あいわ保険サービス株式会社（新社名　ＢＸあいわ株式会社）
ティアール建材株式会社（新社名　ＢＸティアール株式会社）

(7) 使 用 人 の 状 況（平成27年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
3,518名	144名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,807名	71名増	42.9歳	17.5年

（注）１．従業員数には、パートおよび嘱託社員等（598名）は含まれておりません。
２．従業員数には、関係会社等への出向者（61名）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	425
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	200
株式会社三井住友銀行	400

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2．会 社 の 現 況

(1) 株 式 の 状 況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　288,000,000株

② 発行済株式の総数　72,196,487株
（自己株式478,195株を含む）

③ 単 元 株 式 数　1,000株

※当社は平成27年２月５日開催の取締役会におきまして、単元株式数を引き下げることを決議し、平成27年４月１日から単元株式数が1,000株から100株へ変更しております。

④ 株 主 数　3,899名

⑤ 大 株 主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
文化シヤッター関連企業持株会	5,369	7.48
株式会社みずほ銀行	3,261	4.54
第一生命保険株式会社	3,260	4.54
文化シヤッター社員持株会	3,069	4.28
CMBL S. L. RE MUTUAL FUNDS	2,315	3.22
新日鐵住金株式会社	2,023	2.82
住友商事株式会社	1,834	2.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口９)	1,777	2.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,766	2.46
株式会社淀川製鋼所	1,669	2.32

（注） 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役会長	岩部金吾	一般社団法人日本シヤッター・ドア協会　会長
代表取締役社長	茂木哲哉	執行役員社長
取締役	潮崎敏彦	専務執行役員　業務担当
取締役	藤山暁	常務執行役員　営業担当
取締役	矢吹義夫	常務執行役員　製造担当
取締役	久代篤	上席執行役員　東日本事業本部長
取締役	嶋村悦典	上席執行役員　新事業、新商品担当
取締役	小倉博之	上席執行役員　西日本事業本部長兼営業開発部長
常勤監査役	西川秀行	
常勤監査役	上村彰	
監査役	飯田英男	弁護士
監査役	松田利之	西松建設株式会社　社外監査役

（注）１．監査役上村彰、飯田英男、松田利之の３氏は社外監査役であります。
２．当社は、常勤監査役上村彰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．決算期後の担当および重要な兼職の状況等の変更は次のとおりであります。

年月日	地位	氏名	担当および重要な兼職の状況等
平成27年４月１日	取締役	矢吹義夫	常務執行役員 製造、設計、工務担当
	取締役	久代篤	常務執行役員 東日本事業本部長
	取締役	小倉博之	上席執行役員 西日本事業本部長

【参考】

平成27年４月１日現在の執行役員（取締役兼務者を除く）は次のとおりであります。

執行役員	和久本　　修	東日本施工統括部長
執行役員	岡　本　一　也	情報システム部長
執行役員	益　子　隆　雄	営業企画部長
執行役員	神　田　潤一郎	海外事業部長 兼 BX BUNKA VIETNAM Co.,Ltd. 会長 兼 BX BUNKA TAIWAN Co.,Ltd. 董事長
執行役員	大　島　　亨	住宅建材事業本部長
執行役員	市　川　治　彦	人事総務部長
執行役員	藤　田　義　徳	九州支店長兼中四国支店長
執行役員	伊　藤　和　夫	施工企画部長
執行役員	松　山　成　強	ＣＳＲ統括部長
執行役員	小　林　政　廣	東北支店長
執行役員	谷　　久　夫	ドア・パーティション事業本部長
執行役員	角　沢　正　行	掛川工場長
執行役員	佐久間　博　志	営業推進部長
執行役員	中　島　省　吾	関西支店長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年６月29日開催の第60期定時株主総会において定款を変更し、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を限度としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	8名 （ 0）	393百万円 （ 0）
監査役 （うち社外監査役）	4名 （ 3）	43百万円 （26）
合計	12名	437百万円

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成25年６月27日開催の第67期定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と承認頂いております。

３．監査役の報酬限度額は、平成25年６月27日開催の第67期定時株主総会において年額72百万円以内と承認頂いております。

④　社外役員に関する事項

ア．他の法人等の重要な兼職の状況

監査役松田利之氏は西松建設株式会社の社外監査役であります。当社は同社より工事を受注しております。なお、平成25年度に受注した金額は、当社の受注総額の１％未満であります。

イ．社外役員の事業年度中の取締役会および監査役会での活動状況

ａ．当事業年度開催の取締役会および監査役会への出席状況

区　　分	取締役会（９回開催）		監査役会（８回開催）	
	出　席　回　数	出　席　率	出　席　回　数	出　席　率
監査役　上村　彰	９回	100.0%	８回	100.0%
監査役　飯田英男	９回	100.0%	８回	100.0%
監査役　松田利之	６回	66.6%	７回	87.5%

ｂ．取締役会および監査役会における発言状況

・監査役上村彰氏は、他社における豊富な実務経験に基づいて意見を述べるなど取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・監査役飯田英男氏は、主に法律の専門家の見地から意見を述べるなど取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。

・監査役松田利之氏は、主に他社における経営者としての経験から意見を述べるなど取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

ウ．社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、これまで当社を取り巻く建設業界に精通した社内出身者の取締役によって、当社事業の特性を踏まえた迅速かつ的確な意思決定を重視し、社外取締役の選任を行っておりませんでした。しかしながら、社外取締役選任の有効性に関する近時の議論を踏まえ、さらなる経営の監督強化を図ることを目的として、平成27年６月26日開催予定の当社第69期定時株主総会に社外取締役候補者２名を含む取締役選任議案を上程する予定であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名　　称　　東陽監査法人

② 報 酬 等 の 額

	支　払　額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

(注)　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、当社都合による場合および当社の「監査役会規定」に定める事項による場合ならびに会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき、当社監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、当社監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という）の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア．当社グループの取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「文化シヤッターグループＣＳＲ憲章」のもとに役員および従業員の行動規範を定めている。

イ．当社の監査役は、独立した立場から内部統制システムの整備状況、運用状況を含めて、適法性および妥当性の観点から取締役の職務執行の監査を行う。

ウ．当社の内部監査部門は、「内部監査規定」等に基づき、監査役等との連携を図り、子会社を含めた各部門の監査を行う。

エ．当社グループとして、金融商品取引法および関係法令に基づき「財務報告に係る内部統制」の対応体制を構築し、全ての業務において継続的に整備を進めて行く。

オ．問題の未然防止、早期発見と早期解決を目的として「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口を社外に設置し、当社グループの全従業員から通報等を受け付ける体制を整備している。

カ．「文化シヤッターグループＣＳＲ行動指針」に基づいて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは、決して関わりを持たず、不当な要求等に対しては、弁護士、警察等とも緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。

キ．今後においても、適宜、コンプライアンス体制およびリスク管理体制を整備して行く。

② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会およびその他の重要会議の議事録、稟議書、その他の職務の執行に係る情報（電磁的情報を含む）を、「文書管理規定」等の社内規定の定めるところに従い適切に保存し、かつ管理する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．情報の管理については「内部情報管理規定」等の社内規定の定めるところに従い内部情報等（電磁的情報を含む）を適切に管理する。

イ．製品についてのお客様からの問い合わせに迅速に対応するため、社内規定等のルールの明確化および「商品履歴管理システム」の導入、「お客様相談室」の設置などの体制を構築しており、今後も整備を進める。

ウ．取締役については取締役会の決議に基づき、従業員については「職務分掌規定」等の社内規定に基づき、それぞれ職務担当および権限が規定され、責任の所在を明確化しているとともに、

ＣＳＲ担当部門を中心として、全社的な教育・啓蒙を行うなど、コンプライアンス体制およびリスク管理体制の強化を進める。

エ．当社グループの経営に影響をおよぼすような危機が発生した場合にとるべき対応について「経営危機対応規定」を制定し、万一の場合に備えており、今後も適宜、見直しをして行く。

④　当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．取締役は、中・長期経営計画をはじめとした経営の執行方針および法令において定められている事項等の経営に関する重要事項を決定し、従業員の業務執行状況を監督する。

イ．取締役会の決議により、各取締役の担当職務等が決定され、担当職務ごとに権限の分配を行っている。

ウ．「職務分掌規定」等に基づいて、部門、職位ごとに役割および権限分担を行うと同時に、「稟議規定」等において、取締役および従業員の決裁権限を明確に定めている。

⑤　子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ア．「子会社管理規定」等の定めるところに従って、各子会社は事業の経過および財産の状況ならびにその他の重要事項について、定期的に当社への報告を行うものとする。

イ．子会社の役員および従業員は、当社の監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告および情報提供を行うものとする。

⑥　監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

ア．監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、当社の従業員を任命する。

イ．重要事項については、内部監査部門等が、適宜、監査役の補助体制をとることとする。

⑦　前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

前号の従業員については、その独立性を確保するために、任命および解任ならびに人事異動については、監査役会の同意を必要とする。

⑧　当社グループの取締役および従業員が監査役会または監査役に報告するための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制

ア．取締役は、業務執行の意思決定機関である取締役会において決議した事項ならびに法令、定款に違反するおそれのある場合、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査役会に報告するものとする。

また、法令および「取締役会規定」等の定めに従い、監査役は取締役会および重要な会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

イ．従業員が会社の目的とする範囲外の行為、その他法令・定款に違反をするおそれのある場合および会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査役会に報告するものとする。
ウ．「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口（社外）が当社グループの役員および従業員から通報等を受けたときには、当社の内部通報担当部門に報告するものとし、当社の内部通報担当部門は、内部通報の状況等について監査役会に報告するものとする。
エ．当社グループは、上記の通報等を行った者に対して、当該通報等を行ったことを理由として、不利な取り扱いをすることを禁止する。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．監査役は、職務の遂行に必要と判断したときは、取締役および従業員ならびに会計監査人に対して報告を求めることができる。
イ．監査役は、代表取締役および取締役と定期的に情報や意見の交換を行うものとする。
ウ．監査役は、内部監査部門および会計監査人と随時、情報や意見の交換を行うものとする。
エ．監査役が取締役会をはじめとした重要会議の議事録および稟議書等を閲覧できる体制を整備するものとする。

(6) 会社の支配に関する基本方針

Ⅰ　当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、公開会社として、株主、投資家の皆様による当社株式の自由な売買を認める以上、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かのご判断は、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、その一方で対象会社の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為またはこれに類似する行為を強行するなど、濫用目的によるものや、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の様々な企業価値の源泉を十分に理解し、当社を支えて頂いておりますステークホルダーとの信頼関係を構築し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的かつ長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。

したがいまして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

Ⅱ　基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、以下の社是、経営理念のもと、昭和30年の創業以来、シャッターやドア等の住宅・ビル用建材を製造、販売、施工することによって、お客様に「安心」「安全」「快適環境」を提供してまいりました。また「安心」「安全」「快適環境」はもとより、人、社会、環境にやさしい「多彩なものづくり」と「サービス」を通じて社会の発展に貢献し、人々の幸せを実現することを使命と定め、この使命を具現化した商品とサービスをお客様に提供することにより、企業価値ひいては株主共同の利益の持続的かつ長期的向上に取り組んでおります。

(1) 社是

誠実　　誠実とは心のふれあいである。真心のふれあいで信頼は生まれる。

努力　　努力とは創造する行為の持続力である。

奉仕　　奉仕とは自分の行為、行動で相手のお役に立つこと。
　　相手の立場に立った思いやりの心であり、いたわりの精神である。

(2) 経営理念

私たちは、常にお客様の立場に立って行動します。
私たちは、優れた品質で社会の発展に貢献します。
私たちは、積極性と和を重んじ日々前進します。

当社グループの企業価値の源泉は、創業以来、独創的な発想と開発力によって、業界の先駆けとなる製品を次々と発表することで築き上げてきた「技術の文化」というブランド、人的資源を含む有形無形の経営資源および株主の皆様をはじめとして、お客様、取引先、従業員、地域関係者の皆様等のステークホルダーとの関係にあります。

当社は、当社の企業価値の向上および株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的かつ継続的に投資して頂くため、上記Ⅰの基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取組みにより、株主の皆様をはじめとするステークホルダーとの信頼関係を一層強固なものにし、企業価値の継続的な向上をめざしてまいります。

これらの取組みは、当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで策定されており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を持続的かつ長期的に向上すべく十分に検討されたものであります。したがいまして、上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

1．中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、お客様に「安心」「安全」を提供できる『快適環境のソリューショングループ』をめざすという長期ビジョンを掲げ、以下の３点の経営姿勢のもと、平成18年度から平成27年度を最終年度とする長期的な経営戦略に取り組んでおります。

(1) 「挑戦力」すなわち“チャレンジ精神”

高い目標に挑戦し、スピードをもってやり遂げる

(2) 「総合力」すなわち“沸き立つ集団”

組織・事業・グループ会社の枠を越えてスクラムを組み、グループ一丸となって取り組み、やり遂げる

(3) 「変革力」すなわち“独創性”

独創性のある強い技術の開発と育成『世の中にないもの、他社にマネのできないものを生み出す力』

平成18年度から平成20年度までの第一次中期経営計画においては、“メーカー原点への回帰”の基本テーマのもと、あらゆるムダの排除や作業のスピード化を通じた企業コストの削減、商品開発スピードおよび品質の向上を通じた新提案商品および高付加価値商品の提供、お客様の快適

環境を実現するための適時的確な提案による売上拡大を３つの柱として、その全てにおいて「品質の向上」「スピードの追求」「コストの削減」を推し進めました。

また、平成21年度から平成23年度までの第二次中期経営計画においては、“事業領域の拡大”の基本テーマのもと、「売上の質の拡充と利益の創出」「企業コストの削減」「基盤強化」を基本方針として、積極的な事業投資をすることで企業価値の向上に取り組みました。

これらに続いて、平成24年度は「企業力の向上」を基本テーマに次年度よりスタートさせる第３次中期経営計画への体制整備を行う期間と捉え、利益率向上へ向けてグループ一丸となった取組みを行っております。

平成25年度からは、長期経営計画の総仕上げとなる第３次中期経営計画をスタートさせ、その２年目である平成26年度は、「企業革新の実現」の基本テーマのもと、販売力、設計施工力および協業力を強化する「営業力革新」、革新的な「原価低減」および生産基盤の再構築を推し進める「生産力革新」、“エコ”と“防災”をキーワードとした高付加価値商品の開発や既存領域にとらわれない新商品、新事業の企画開発を図る「商品力革新」、当社を含め各グループ会社間の情報共有や連携強化によって、グループシナジーの最大化を実現する「組織力革新」、そして、これらの革新を推し進めるうえで必要不可欠な人材の育成やさらなるコンプライアンス体制の拡充を図る「経営基盤革新」の５本柱を軸に、長期経営計画の最終目標である「快適環境のソリューショングループ」へと進化するための取組みを実行しております。

２．コーポレート・ガバナンス（企業統治）の推進

当社では、厳しい事業環境のもとで、企業競争力強化の観点から迅速で適切な経営判断を行うことが重要であると考えております。また、経営の透明性の観点から、経営のチェック機能の強化および公平性を保つことも重要であると考え、コーポレート・ガバナンスを充実させるための体制整備やきめ細かい情報公開に取り組んでおります。

経営の体制としては、業務執行と監督機能の区分を明確にするため執行役員制度を導入しております。また、監査役会を構成する４名の監査役のうち、３名を社外監査役とし、監査役監査の透明性、公平性を確保しております。

内部統制システムにつきましては、内部統制システム構築の基本方針に基づき、当社グループの全役職員が効率性、公正性、法令遵守、資産の保全を全業務の中で達成する取組みを行っております。

また、当社グループでは、企業の社会的責任を果たすことが企業価値の持続的な向上に不可欠であると考え、「CSR憲章」「CSR行動指針」のもと、全役職員による、お客様満足の追求、安全への配慮、環境への配慮、誠実な企業経営、社会への貢献等を通じてステークホルダーからの信頼を一層高めるため、業務担当役員を委員長とするCSR委員会を設置し、全社的なコンプライアンス体制の一層の強化、環境問題への取組み、地域社会への取組み等を推し進めております。

Ⅲ　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が決定が支配されることを防止するための取組み

1．企業価値の向上および株主共同の利益の実現

(1) 企業価値の向上および株主共同の利益の実現に反する株式の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社においては、企業価値の向上および株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様に十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株式の大量買付を強行するといった動きも見受けられないわけではありません。

もとより株式の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の取締役会の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うものなど、企業価値および株主共同の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、永年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の企業価値を中長期的に向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しております。当社株式の大量買付者（下記２．(2) ①で定義されます。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値および株主共同の利益は毀損されることになります。

(2) 本プラン導入の必要性

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引頂いております。したがって、当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記(1)のような状況下で大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様に適切に判断して頂き、提案に応じるか否かを決定して頂くためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買

付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、以下のとおり本プランを遵守しない場合、ならびに大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を毀損すると判断される場合の対抗措置を定めています。

なお、当社の大株主の状況につきましては別添のとおりであり、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

2．本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続にしたがうことを要請するとともに、かかる手続にしたがわない大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として原則、新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断される場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランにしたがって割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者およびその関係者による行為を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割り当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

① 対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株式の一定数以上の買付けその他の有償の譲受の結果、

ⅰ．当社の株式[1]の保有者[2]が保有[3]する当社の株式に係る株式保有割合[4]の合計

ⅱ．当社の株式[5]の公開買付者[6]が所有[7]しまたは所有することとなる当社の株式および当該公開買付者の特別関係者[8]が所有する当社の株式に係る株式所有割合[9]の合計

のいずれかが20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社株式の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行

為を行いまたは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

1．金融商品取引法第27乗の23第１項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

2．金融商品取引法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。

3．金融商品取引法第27条の23第４項に規定する保有をいいます。以下同じとします。

4．金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。

5．金融商品取引法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。以下ⅱにおいて同じとします。

6．金融商品取引法第27条の３第２項に規定する公開買付者をいいます。以下同じとします。

7．金融商品取引法第27条の２第１項に規定する所有をいいます。以下同じとします。

8．金融商品取引法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下同じとします。

9．金融商品取引法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

② 本プランの公表および大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所の定める諸規定に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ（http://www.bunka-s.co.jp/）に本プランを掲載いたします。

大量買付者には、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出して頂きます。なお、買付提案書には、登記事項証明書、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付して頂きます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供して頂いた情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供して頂きます。かかる追加情報提供の請求は、上記買付け提案書受領後またはその後の追加情報受領後10日以内に行うこととします。

ⅰ．大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）

ⅱ．大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株式の数、ならびに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株式の取引状況

iii. 大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株式の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第１項、同法施行令第14条の８の２第１項、および株式の大量保有状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じとします。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載して頂きます。）、方法および内容（大量買付行為により取得を予定する当社の株式の種類および数、大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）

iv. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）

v. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）

vi. 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

vii. 大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針

viii. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針

ix. その他当社取締役会が合理的に必要とする情報

なお、大量買付行為があった場合はその事実を、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、速やかに株主の皆様に開示いたします。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、適時かつ適切に株主の皆様の判断に必要である当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様に情報開示を行います。

③　当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書の記載内容が本必要情報として十分であると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨ならびに下記記載の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様に対する情報開示を法令および株式会社東京証券取引所の定める諸規則にしたがって適時かつ適切に行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて適宜外部専

門家等の助言を得ながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

大量買付者は、下記⑦に定める場合を除き、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。

④　独立委員会の設置

本プランに定めるルールにしたがって一連の手続が進行されたか否か、ならびに本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、３名以上５名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験ある社外者等の中から選任されるものとします。本プラン継続時における独立委員会の委員には、小林明彦氏および飯田英男氏、松田利之氏の合計３名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙２「独立委員会委員の氏名および略歴」に記載のとおりであり、独立委員会概要は、別紙３「独立委員会規制の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様に情報開示を行います。

⑤　対抗設置の発動の手続

当社取締役会が、対抗設置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等（当社が費用を負担することとします。）の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得たうえで、当社取締役会全員の一致により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様に情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益

に与える影響等を評価・検討等したうえで、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

⑥　対抗措置の発動の条件

ⅰ．大量買付者が本プランに定める手続にしたがわずに大量買付行為を行う場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続にしたがわなかった場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

ⅱ．大量買付者が本プランに定める手続にしたがって大量買付行為を行う場合

大量買付者が本プランに定める手続にしたがって大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案をご考慮のうえ、ご判断頂くこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続にしたがって大量買付行為を行ってまたは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値を毀損し、株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会検討期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当値を毀損し、株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

(a) 高値買取要求を狙う買収である場合

(b) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲のもとに大量買付者の利益実現を狙う買収である場合

(c) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用する買収である場合

(d) 会社の高額試算を処分させ、その処分利益で一時的高配当をさせるか、一時的高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを狙う買収を狙う買収である場合

(e) 当社の株式の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合

(f) 最初の買付けで全株式の買付けの申し込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付を行うなど、株主に株式の売却

を事実上強要するおそれがある買収である場合

(g) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合

(h) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合

(i) 前各号のほか、以下のいずれをも満たす買収である場合

ａ．顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

ｂ．当該時点で対抗措置を発動しない場合には、企業価値および株主共同の利益の毀損を回避することができないかまたはそのおそれがあると判断される買収

⑦ 当社取締役会による対抗措置の実施・不実施に関する決定

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の実施または不実施に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の実施または不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要そのほか当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（以下、不実施の決定にかかる通知を「不実施決定通知」といいます。）し、株主の皆様に対する情報開示を行います。大量買付者は当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

⑧ 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為にかかる条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問したうえで再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施または、中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様に対する情報開示を行います。

(3) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙４「新株予約権の要項」にしたがい本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式１株につき新株予約権１個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権１個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は

１円であり、本新株予約権１個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式１株が交付されます。

ただし、特定株式保有者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件のもとで特定株式保有者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件のもと本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記⑴記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時に株主の皆様に対する情報開示を行います。

⑷ 本プランの有効期間、廃止および変更

本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られた場合、本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成29年６月開催予定の平成29年３月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合または②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得たうえで、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは平成26年５月15日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨にしたがい、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに公表いたします。

また、平成29年３月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行ったうえで、本プランの継続、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させて頂く予定です。

3．株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき１個以上で当社取締役会が定める数の割合で無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4) ②記載の手続により、本新株予約権の要項にしたがい行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項にしたがい行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払い込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式１株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止または無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、１株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、１株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大量買付者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様に株式が交付される場合には、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分につ

いては、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続等

① 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権１個当たり１円を払込取扱場所に払い込むことにより、１個の本新株予約権につき１株（対象株式数の調整があった場合には、調整後の株数）の当社普通株式が発行されることになります。

② 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法廷の手続にしたがい、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様に交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の文言を含む当社所定の書式による書面をご提出して頂くことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

Ⅳ　本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由）

本プランは、以下の理由により上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1．買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨にも合致したものです。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

2．企業価値および株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、上記Ⅲ記載のとおり、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。

3．株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様からのご承認を頂いたうえで、継続するものであり、かかる議案が承認されない場合、本プランは直ちに廃止されるものとします。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

4．独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ２．(2) ④に記載のとおり、本プランの継続にあたり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しております。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値および株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

5．合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ２．(2) に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6．第三者専門家の意見の取得

本プランは、上記Ⅲ２．(2) ③および⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会および独立委員会が、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会および独立委員会による判断の公正性および合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

7．デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ２．(4)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社取締役の任期は２年としておりますが、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛法）でもありません。

（注）　当事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	77,599	流動負債	41,985
現金及び預金	25,015	支払手形及び買掛金	25,282
受取手形及び売掛金	37,469	短期借入金	1,400
商品及び製品	8,085	リース債務	367
仕掛品	764	未払法人税等	1,854
原材料及び貯蔵品	2,636	未払費用	5,839
繰延税金資産	1,285	賞与引当金	2,964
その他の流動資産	2,460	役員賞与引当金	172
貸倒引当金	△ 118	工事損失引当金	28
固定資産	40,457	その他の流動負債	4,074
有形固定資産	19,910	固定負債	18,742
建物及び構築物	6,620	長期借入金	80
機械装置及び運搬具	2,483	リース債務	654
土地	9,014	役員退職慰労引当金	494
リース資産	903	退職給付に係る負債	16,885
その他の有形固定資産	888	受入保証金	518
無形固定資産	861	資産除去債務	49
投資その他の資産	19,685	その他の固定負債	60
投資有価証券	11,555	負債合計	60,727
退職給付に係る資産	2,002	純資産の部	
繰延税金資産	4,079	株主資本	53,157
その他の投資その他の資産	2,392	資本金	15,051
貸倒引当金	△ 343	資本剰余金	12,297
資産合計	118,056	利益剰余金	25,963
		自己株式	△ 155
		その他の包括利益累計額	4,171
		その他有価証券評価差額金	3,046
		土地再評価差額金	△ 79
		為替換算調整勘定	148
		退職給付に係る調整累計額	1,056
		純資産合計	57,328
		負債・純資産合計	118,056

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		128,650
売上原価		92,738
売上総利益		35,912
販売費及び一般管理費		26,658
営業利益		9,253
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	175	
貸倒引当金戻入額	65	
持分法による投資利益	400	
その他の営業外収益	296	956
営業外費用		
支払利息	52	
その他の営業外費用	112	164
経常利益		10,045
特別利益		468
特別損失		47
税金等調整前当期純利益		10,466
法人税、住民税及び事業税	3,493	
法人税等調整額	480	3,974
少数株主損益調整前当期純利益		6,492
当期純利益		6,492

連結株主資本等変動計算書

〔平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで〕

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日　残高	15,051	12,297	20,556	△146	47,759
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	60	－	60
会計方針の変更を反映した当期首残高	－	－	20,617	－	47,820
連結会計年度中の変動額					
土地圧縮積立金の積立	－	－	1	－	1
剰余金の配当	－	－	△ 1,147	－	△ 1,147
当期純利益	－	－	6,492	－	6,492
自己株式の取得	－	－	－	△ 9	△ 9
自己株式の処分	－	0	－	0	1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	0	5,346	△ 8	5,337
平成27年３月31日　残高	15,051	12,297	25,963	△155	53,157

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成26年４月１日　残高	2,018	△84	150	663	2,747	50,506
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	－	60
会計方針の変更を反映した当期首残高	－	－	－	－	－	50,567
連結会計年度中の変動額						
土地圧縮積立金の積立	－	－	－			1
剰余金の配当	－	－	－			△ 1,147
当期純利益	－	－	－			6,492
自己株式の取得	－	－	－			△ 9
自己株式の処分	－	－	－			1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	1,028	5	△ 2	392	1,423	1,423
連結会計年度中の変動額合計	1,028	5	△ 2	392	1,423	6,761
平成27年３月31日　残高	3,046	△79	148	1,056	4,171	57,328

貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	63,587	流動負債	35,931
現金及び預金	15,671	支払手形	9,036
受取手形	10,862	買掛金	13,695
電子記録債権	2,013	短期借入金	1,400
売掛金	21,587	リース債務	288
商品及び製品	7,670	未払金	313
仕掛品	382	未払法人税等	1,315
原材料及び貯蔵品	1,716	未払消費税等	596
前渡金	1,346	未払費用	5,181
前払費用	203	前受金	1,420
未収入金	602	預り金	158
短期貸付金	680	賞与引当金	1,998
立替金	78	役員賞与引当金	150
繰延税金資産	852	工事損失引当金	28
その他の流動資産	20	設備関係支払手形	347
貸倒引当金	△ 104	固定負債	14,571
固定資産	33,555	リース債務	474
有形固定資産	16,509	退職給付引当金	13,169
建物	5,383	役員退職慰労引当金	387
構築物	218	受入保証金	491
機械及び装置	1,645	長期前受収益	3
車両運搬具	17	資産除去債務	44
工具、器具及び備品	277	負債合計	50,502
土地	7,763	純資産の部	
リース資産	682	株主資本	43,806
建設仮勘定	521	資本金	15,051
無形固定資産	529	資本剰余金	12,302
特許権	0	資本準備金	9,151
ソフトウェア	206	その他資本剰余金	3,151
借地権	100	利益剰余金	16,602
電話加入権	131	その他利益剰余金	16,602
リース資産	21	土地圧縮積立金	30
その他の無形固定資産	68	別途積立金	11,000
投資その他の資産	16,516	繰越利益剰余金	5,571
投資有価証券	7,875	自己株式	△ 149
関係会社株式	2,862	評価・換算差額等	2,834
出資金	18	その他有価証券評価差額金	2,834
長期貸付金	1,159	純資産合計	46,641
破産更生債権等	255		
長期前払費用	35		
差入保証金	48		
事業保険積立金	568		
敷金	614		
繰延税金資産	3,531		
前払年金費用	143		
その他の投資等	336		
貸倒引当金	△ 350		
投資損失引当金	△ 582		
資産合計	97,143	負債・純資産合計	97,143

損 益 計 算 書

〔平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		105,925
売上原価		79,516
売上総利益		26,409
販売費及び一般管理費		19,628
営業利益		6,780
営業外収益		
受取利息	43	
受取配当金	915	
貸倒引当金戻入額	529	
投資損失引当金戻入額	116	
その他の営業外収益	274	1,878
営業外費用		
支払利息	43	
その他の営業外費用	129	172
経常利益		8,486
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	13	
固定資産除却損	31	45
税引前当期純利益		8,442
法人税、住民税及び事業税	2,472	
法人税等調整額	432	2,904
当期純利益		5,537

株主資本等変動計算書

〔平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで〕

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成26年４月１日　残高	15,051	9,151	3,150	12,302	29	6,000	6,530	12,560	△141	39,772
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	－	－	△　349	△　349	－	△　349
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,051	9,151	3,150	12,302	29	6,000	6,181	12,210	△141	39,423
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立	－	－	－	－	－	5,000	△5,000	－	－	－
土地圧縮積立金の積立	－	－	－	－	1	－	－	1	－	1
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△1,147	△ 1,147	－	△ 1,147
当期純利益	－	－	－	－	－	－	5,537	5,537	－	5,537
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－	△　9	△　9
自己株式の処分	－		0	0	－	－	－	－	0	1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	1	5,000	△　609	4,391	△　8	4,383
平成27年３月31日　残高	15,051	9,151	3,151	12,302	30	11,000	5,571	16,602	△149	43,806

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年４月１日　残高	1,884	1,884	41,657
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	△　349
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,884	1,884	41,308
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立	－	－	－
土地圧縮積立金の積立	－	－	1
剰余金の配当	－	－	△ 1,147
当期純利益	－	－	5,537
自己株式の取得	－	－	△　9
自己株式の処分	－	－	1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	949	949	949
事業年度中の変動額合計	949	949	5,332
平成27年３月31日　残高	2,834	2,834	46,641

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

文 化 シ ヤ ッ タ ー 株 式 会 社
　取締役会　御中

東 陽 監 査 法 人
指 定 社 員 業務執行社員　公認会計士　野　口　准　史　㊞
指 定 社 員 業務執行社員　公認会計士　北　山　千　里　㊞
指 定 社 員 業務執行社員　公認会計士　平　井　　肇　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、文化シヤッター株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、文化シヤッター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

文化シヤッター株式会社

取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　野口　准史　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　北山　千里　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　平井　肇　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、文化シヤッター株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また、子会社に赴き、事業及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、監査結果の報告を受けました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか、監査の品質管理に関する監査等が機能しているかについては、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、当社は独占禁止法違反の疑いで、平成22年６月９日、公正取引委員会から「排除措置命令および課徴金納付命令」を受けました。これに対し、平成22年８月に公正取引委員会に審判請求を、東京高等裁判所に執行停止の申し立て手続きを行い、平成22年12月に執行免除決定がなされ、審判、裁判の結果が確定するまでの排除措置命令に従った行動は、猶予されることが確定いたしております。

監査役会は、当社取締役会の対応と今後の推移を注視するとともに、当社取締役が法令遵守体制のさらなる構築に向け、より一層努力されることを要請しております。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

文化シヤッター株式会社　監査役会

常勤監査役　西川秀行 ㊞

常勤監査役（社外監査役・独立役員）　上村彰 ㊞

監査役（社外監査役）　飯田英男 ㊞

監査役（社外監査役）　松田利之 ㊞

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株主メモ

事業年度	毎年４月１日から翌年の３月31日まで
定時株主総会	６月下旬
基準日	３月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日
配当の基準日 期末配当 中間配当	 ３月31日 ９月30日
公告方法	当社ホームページに掲載（URL http://www.bunka-s.co.jp/） ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。 ※貸借対照表、損益計算書は、ＥＤＩＮＥＴ（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）にて開示しております。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒１６８－００６３ 東京都杉並区和泉二丁目８番４号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
（電話照会先）	電話　０１２０－７８２－０３１（フリーダイヤル） 取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っております。

【住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について】
株主様の口座のある証券会社にお申出下さい。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。
【未払配当金の支払いについて】
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。
【配当金計算書について】
配当金お支払いの際に送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用頂くことができます。
ただし、株式数比例配分方式をご選択頂いている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社等にご確認をお願いします。
なお、配当金領収証にて配当金をお受け取りの株主様につきましても、配当金のお支払いの都度「配当金計算書」を同封させて頂いております。確定申告をなされる株主様は大切に保管下さい。

■トピックス

ずっと付き合い続けますか？毎日の「手間」「不快」「不安」

雨戸後付電動窓シャッターリフォーム
ヨコタテ
ヨコ引雨戸を
タテ開閉の
電動窓シャッターに
変えるリフォーム

雨戸の開閉は毎日のこと。経年劣化で重くなった雨戸、ガラガラとうるさくてご近所に気兼ねしてしまう。そんな手間で億劫な作業を、文化シヤッターのオリジナル工法「ヨコタテリフォーム」で快適なものに変えてみませんか？

空き巣等の住宅侵入窃盗による被害の多くは、縁側、ベランダ、居室等の窓からの侵入によるものといわれております。そんな窓周りの防犯対策として、雨戸に頼る家は少なくありません。しかし雨戸の開閉は手間なうえ、開けないと暗く、閉めないと不安でした。

昨今の新築戸建て住宅には広く装備されている電動窓シャッターなら、静かな開閉音はもとより、リモコンひとつで半開や全閉など、開閉操作は居ながらにして自由自在。窓を閉めたまま操作できるので、冷気や虫、ほこりが入り込む懸念もありません。防犯対策としても優れており、無理なこじ開けを防ぎ、突風による飛来物対策としても有効です。オプションでタイマースイッチを付ければ、決まった時間に開閉をコントロールでき、長期の外出時にも安心して出かけることができます。

しかし、窓枠や雨戸の戸袋を取り外して、シャッターを取り付ける従来の工事は手間とコストがかかるうえ、工期も1週間以上必要でした。ヨコ引き雨戸からタテ開閉のシャッターに切り替える「ヨコタテリフォーム」なら、雨戸や戸袋はそのまま、後付けで窓シャッターを取り付けることができます。標準的な施工ならばほぼ1日で完了し、工事費用も低廉に抑えることができます。

「ヨコタテリフォーム」で毎日の手間で億劫な作業を、楽で快適、そして安心できるものに変えてみてはいかがでしょうか。





雨戸の開閉、毎日のことだから大変…



電動だから 操作が 楽！

リモコン操作だから、窓から離れた場所でも指一本でラクラク開閉。毎日の家事の負担を減らします。

開閉時の音がうるさい！
冷気や虫も入ってきて不快…

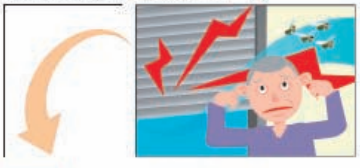

電動だから 一年中 快適！

サッシを閉めたまま開閉できるので、冷気や虫、ホコリが入ってきません。また開閉音が静かなので、ご近所に気兼ねする必要もありません。

シャッターが付いていない窓は
侵入盗に狙われやすそう…

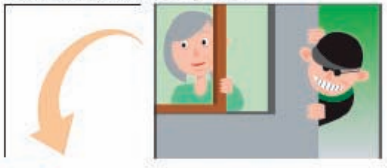

電動だから 防犯面も 安心！

無理なこじ開けを防ぐモーターロック機能を標準装備。さらに高い防犯性能を持つタイプや不在時も自動で閉まるタイマー機能もオプションでご用意できます。

第69期定時株主総会会場ご案内図

会場

文化シヤッター株式会社　東京都文京区西片一丁目17番3号



交通

A 都営地下鉄三田線
春日駅（A5/A6出口）より 徒歩 3 分

B 都営地下鉄大江戸線
春日駅（A6出口）より 徒歩 3 分

C 東京メトロ南北線
後楽園駅（8番出口）より 徒歩 7 分

D 東京メトロ丸ノ内線
後楽園駅（4b出口）より 徒歩12分

E ＪＲ総武線
水道橋駅（お茶の水寄り出口）より
徒歩15分

F 文京区コミュニティバス
文化シヤッター前下車 徒歩 0 分



FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。